

## 外国人留学生受入環境整備事業交付要綱

### (趣旨)

第1条 一般社団法人福島県老人福祉施設協議会は、福島県からの委託を受け、福島県内における介護施設等が介護福祉士養成施設の留学生に対して給付等する奨学金等の一部を助成することにより、介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することを目的とし、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下、「規則」という。）を準用し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付する。

ただし、規則を準用するにあたっては、「福島県」、「県」とあるのは「一般社団法人福島県老人福祉施設協議会」と、「知事」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

### (助成の対象及び助成額)

第2条 助成の対象は、介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思がある介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学学生及び介護福祉士養成施設在学学生（以下「留学生」という。）に対し学費や生活費などの給付等する所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等（以下「介護施設等」という。）とする。

2 助成金の交付額は、別表1に定める助成金対象経費の基準額の1/3の範囲内において一般社団法人福島県老人福祉施設協議会会長（以下「会長」という。）が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税は助成金対象経費としない。

4 介護施設等が留学生に対して学費や生活費などを給付等したものの、当該学費や生活費などが介護施設等に返還された場合は、当該介護施設等に支給された助成金を返還させるものとし、介護施設等から一般社団法人福島県老人福祉施設協議会への返還額は、留学生から介護施設等に返還された額の1/3とする。

5 留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等の類似する他の国庫補助事業を受けている場合は本事業の対象としない。

ただし、日本語学校修学分について本事業を活用し、介護福祉士養成施設修学分に他制度を活用するなど、本事業と他制度が重複しない場合は差し支えない。

### (申請書の様式等)

第3条 助成金申請書は、外国人留学生受入環境整備事業交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、会長が別に定める日とする。

2 その他別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書（第2号様式）
- (2) 所要額明細書（第3号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

### (助成金の交付の条件)

第4条 第1条の規定により準用する規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のいずれかに定める場合とする。

- (1) 助成事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業内容の細部の変更であって、交付決定を受けた助成金の額の20%以内の減額である場合
- (2) 別表ごと各区分の相互間において、20%以内の経費の配分の変更である場合

### (変更の承認の申請)

第5条 第1条の規定により準用する規則第6条第1項第1号又は第2号により会長の承認を受けようとする場合は、外国人留学生受入環境整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 第1条の規定により準用する規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(完了報告)

第7条 助成を受けた事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに外国人留学生受入環境整備事業完了報告書(第5号様式)を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 第1条の規定により準用する規則第13条の規定による実績報告は、外国人留学生受入環境整備事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について代表理事の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は助成金の交付決定があつた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 実績額精算書(第7号様式)
- (2) 実績額明細書(第8号様式)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付の請求)

第9条 助成金の交付決定の通知を受けた事業者は、助成事業を完了した場合は、前条の実績報告書に併せて、外国人留学生受入環境整備事業交付請求書(第9号様式)を会長に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第10条 助成金の交付を受けた事業者は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、助成事業の完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表1

	助成上限額			助成対象期間
	対象経費	基準額	助成率	
日本語学校	・学費	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	1 年以内
	・居住費などの生活費※1	年額 360,000 円以内		
介護福祉士養成施設	・学費	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	正規の修学 期間※2 (2 ~ 4 年)
	・入学準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	・就職準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	・国家試験受験対策費用	一年度 40,000 円以内		
	・居住費などの生活費※1	年額 360,000 円以内		

※1…民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。

(学費・国家試験受験対策費用を除く。)

※2…病気等の真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間中については助成対象期間に含めて差し支えない。